

福岡県公報

平成二十四年十月十二日
第三千四百三十七号
増刊
②

目次

規則 (第四十七号)

○グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則 (税務課) ……………一

人事委員会

○福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………七

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………七

再掲

○福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課) ……………八

規則

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十七号

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、グリーンアジア国際戦略総合特区にお

る福岡県税の課税免除に関する条例(平成二十四年福岡県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第二条 条例の規定に基づく知事の権限に属する事務は、これを福岡県県税事務所の長に委任する。

(課税免除の手続)

第三条 条例第二条第二項の規定による申請は、グリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産取得税の課税免除申請書(様式第一号)により行うものとする。

(課税免除に係る通知)

第四条 条例第二条第三項の規定による通知は、グリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産取得税の課税免除申請に対する決定通知書(様式第二号)により行うものとする。

(徴収猶予に係る通知)

第五条 条例第三条第二項の規定による通知は、徴収を猶予したときにあつてはグリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産取得税の徴収猶予許可通知書(様式第三号)、徴収を猶予しないこととしたときにあつてはグリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産取得税の徴収猶予不許可通知書(様式第四号)により行うものとする。

2 条例第四条第二項の規定による通知は、グリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産取得税の徴収猶予取消通知書(様式第三号)により行うものとする。

(還付の手続)

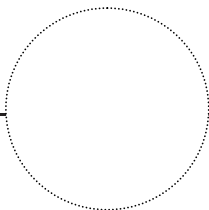
第六条 条例第五条第一項の申請は、グリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産取得税の還付申請書(様式第五号)により行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

受付印



課 税 番 号	課税年度

年 月 日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿	申 請 者 所 在 地	
	フリガナ	印
	法人名及び 代表者名	
	電話	— —

グリーンアジア国際戦略総合特区に 係る不動産取得税の課税免除申請書

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記不動産に係る不動産取得税について、課税免除を申請します。

不動産の種類、構造、用途、規模	土地 家屋	m ²
不 動 産 の 所 在 地		
不 動 産 の 取 得	年	月 日
工事等の建設に着手する予定	年	月 日

摘 要

Blank area for the summary (摘要).

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号

年 月 日

グリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産
取得税の課税免除申請に対する決定通知書

様

印

福岡県

県税事務所長

年 月 日申請のあった不動産取得税について、下記のとおり（下記理由により）課税免除する（しない）こととしたので通知します。

課 税 番 号	課 税 年 度	免 除 を し た 税 額
		円

理 由

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

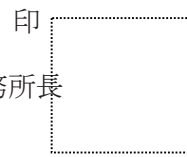
第 号
年 月 日

グリーンアジア国際戦略総合特区に係る 不動産取得税の徴収猶予許可（取消）通知書

様

福岡県

県税事務所長



グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例第 3 条（第 4 条）第 1 項の規定により、下記のとおり徴収猶予を許可する（取り消す）こととしたので通知します。

課 税 番 号	課税年度	徴収猶予（取消）金額	徴 収 猶 予 期 間
		円	から まで

理 由

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 4 号（第 5 条関係）

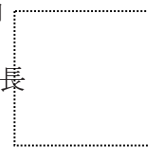
第 号
年 月 日グリーンアジア国際戦略総合特区に係る
不動産取得税の徴収猶予不許可通知書

様

福岡県

県税事務所長

印



年 月 日付け課税免除の申請に係る不動産取得税（課税番号
課税年度 ）の徴収猶予については、下記理由により許可
しないこととしたので通知します。

理 由

不服申立てについて

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。
なお、この審査請求書は、正、副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

受付印

<p>年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p>_____ 県税事務所長 殿</p>	申請者所在地	
	フリガナ	印
	法人名及び代表者名	
	電話	— —

**グリーンアジア国際戦略総合特区
に係る不動産取得税の還付申請書**

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり不動産取得税の還付を申請します。

課税番号	課税年度	納付税額	納付年月日	還付申請額
		円		円

摘 要

人事委員会

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例付則第二項の人事委員会が定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

四 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

五 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

3 前項各号に掲げる作業に従事したときは、作業に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる作業内容に応じ、それぞれ同表の下欄に定める手当額（以下この項において「特例手当額」という。）を支給するものとする。この場合において、当該作業が別表に掲げる作業のいずれかに該当するときは、当該作業に係る手当額と特例手当額との合計額を支給するものとする。

作業内容	手当額
一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの	四万円
二 前項第一号の作業のうち一の項及び四の項に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。）	二万円
三 前項第一号の作業のうち一の項、二の項及び四の項に掲げるもの以外のもの	一万三千三百円
四 前項第一号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの	三千三百円
五 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの	六千六百円
六 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの	千三百三十円
七 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの	三千三百円
八 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの	六百六十円
九 前項第四号の作業のうち屋外において行うもの	六千六百円
十 前項第四号の作業のうち屋内において行うもの	千三百三十円
十一 前項第五号の作業のうち屋外において行うもの	五千円
十二 前項第五号の作業のうち屋内において行うもの	千円

附則第四項中「附則第二項」を「前項」に改める。

附則第五項中「附則第二項の表作業内容の欄の三、五又は七」を「附則第三項の表五の項、七の項、九の項又は十一の項」に、「前三項」を「前二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第三号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十六項中第四号及び第五号を次のように改める。

4 附則第三項の表作業内容の欄の一の規定により、原子炉建屋を定めること。

5 附則第三項の表作業内容の欄の二の規定により、故障した設備等を現場において確認する作業を定めること。

別表第一給与公平課の項第二十六項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 附則第三項の表作業内容の欄の四の規定により、施設を定めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十四号

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県青少年健全育成条例施行規則（平成八年福岡県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の四条を加える。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第二条の二 条例第十五条の二第一項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げ

るものとする。

一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

三 保護者が、その保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第十五条の二第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所及び電話番号

（携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が説明すべき事項）

第二条の三 条例第十五条の二第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。

二 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。

三 携帯電話インターネット接続役務提供者事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、青少年有害情報の閲覧を制限することができること。

四 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合においては、条例第十五条の二第一項に規定する正当な理由が必要であること。

（携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等の公表）

第二条の四 条例第十五条の二第八項の規定による公表は、福岡県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等の意見陳述の機会の付与）

第二条の五 条例第十五条の二第九項の規定による意見陳述（以下単に「意見陳述」と

いう。)は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。

2 知事は、意見陳述の機会を与えるときは、前項に規定する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)の提出期限(口頭による意見陳述の機会を与えるときは、その日時)までに相当な期間において、条例第十五条の二第九項に規定する携帯電話インターネット接続役員提供事業者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の根拠となる条例等の条項

三 公表の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会を与えるときは、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情があるときは、知事に対し、意見書の提出期限又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限又は出頭すべき日時若しくは場所の変更をすることができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書をその提出期限内に提出しないとき、又は出頭すべき日時に出頭しないときは、改めて意見陳述の機会を与えることなく、条例第十五条の二第八項の規定による公表をすることができる。

第十条第二項第一号本文中「外国人にあっては外国人登録証明書の写しとし、法人にあっては」を「法人にあっては、」に改め、同号ただし書中「(外国人を除く。)」を削る。

第二十条に次の一号を加える。

六 携帯電話インターネット接続役員の提供又はその契約の媒介等を行う営業

附則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。